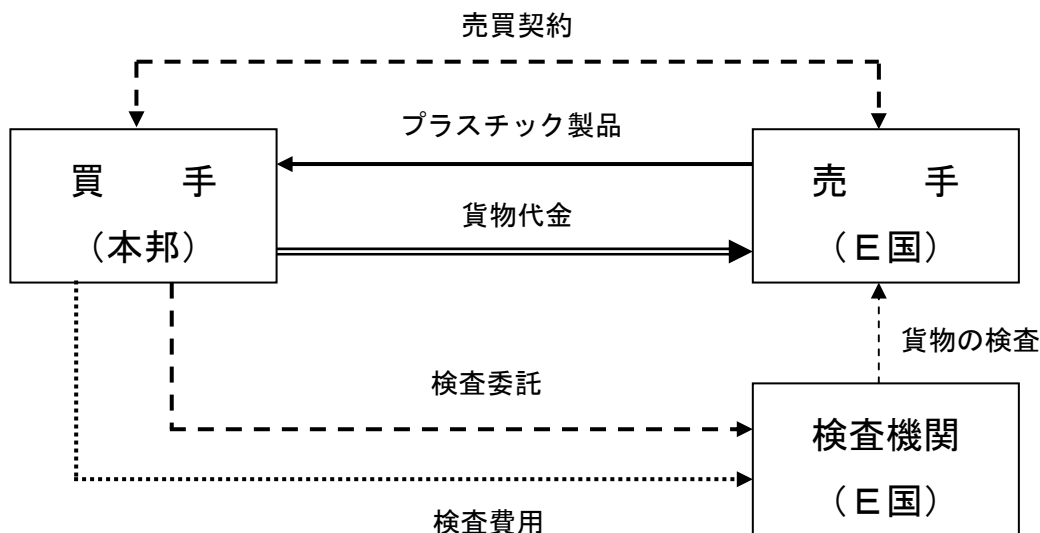


### 9. 買手の依頼を受けた検査機関が行う検査に要した費用



#### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手から売手の工場で生産されるプラスチック製品を購入（輸入）します。

当社と売手との売買契約において、輸入貨物の品質、規格等が定められており、また、売手は、輸入貨物の生産に必要な検査と、輸入貨物が売買契約に定める品質等に合致しているか否かを確認するための検査を行うことが定められています。

さらに、当社は、売手との取決めにより、輸入貨物が売手から引き渡される前に、売手の行う検査と別に、売手の工場内において輸入貨物が売買契約に定める品質等に合致しているか否かを再確認する検査を行い、検査に合格した貨物を本邦へ輸入します。

今般、売手の検査後、当社が依頼した検査機関によりこの再確認のための検査が行われ、当社は検査費用を検査機関に支払います。なお、当社、売手、検査機関の間に特殊関係はありません。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が検査機関に支払う検査費用は、現実支払価格に含まれますか。

#### 【回答要旨】

上記の取引において、貴社が検査機関に支払う検査費用は、輸入貨物が契約に定める品質等に合致しているか否かを再確認するために、買手が自己のために行った検査に要した費用と認められますので、現実支払価格に含まれません。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、売手は、貴社（買手）との売買契約を履行するため、輸入貨物の生産に必要な検査及び輸入貨物が売買契約に定める品質等に合致しているか否かを確認するための検査を行っているものと考えられます。

そして、貴社が依頼した検査機関により行われる検査は、売手が行う検査と別に、輸入貨物が売買契約に定める品質等に合致しているか否かを、輸出国で貴社が再確認するために行うものであり、貴社が自己のために行った検査であると認められます。

したがって、貴社が検査機関に支払う検査費用は、輸入貨物について売手のために支払われるもの（売手への間接支払）とは認められず、現実支払価格に含まれません。

#### 【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、4-2の3(2)

#### 注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）